

西宮市営住宅等募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44条。以下「条例」という。）第4条、第6条及び第14条第2項に基づき公正な方法で入居者の決定を行うために必要な事項を定める。

(募集計画の作成)

第2条 募集計画は、次の各号により年度当初に募集計画を作成する。

- (1) 募集回数は、原則として年3回とする。
- (2) 募集期間は、原則として2週間前後とする。
- (3) 募集住宅は、原則として近接の同タイプ数戸を1グループとして計画的に選定する。
- (4) 募集戸数は、計画時の空家戸数の範囲内とする。

(入居者資格)

第3条 条例第7条に規定する被災者等とは、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 西宮市長が認定する半壊（焼）又は全壊（焼）の被災者証明書を有すること。
 - (2) 西宮市長が認定する被災者証明の世帯主であること。
 - (3) 西宮市長が認定する被災者証明書に記載された居住地上の建物が解体済であること。
- 2 条例第7条第1号に規定する者は、住民票又は在勤証明書等により公募の開始日に市内に住所又は勤務場所を有することが確認できる者（西宮市営店舗を住所としている者を除く。）とする。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手方からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当する者においては、この限りでない。
- (1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による婦人相談所（当該相談所から委託を受けた施設を含む。）の一時保護又は同法第5条（第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - (2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項（第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 3 条例第7条第2号に規定する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 夫婦世帯。ただし、住民基本台帳上の内縁関係を含む。
 - (2) 親子を主とした世帯。ただし、婚姻関係の未解消の母子又は父子は除く。

- (3) 婚姻を前提とした男女の世帯。ただし、募集の締切日から概ね2ヶ月の市長が定める日までに婚姻を証する書類を提出することが可能な世帯に限る。
 - (4) 住民基本台帳に登録された住所（以下「住民登録地」という。）を同一にしている兄弟姉妹の世帯。
 - (5) 住民登録地を同一にしている祖父母と孫の世帯。ただし、孫が親に所得税法上扶養されている場合は、申込みすることができないものとする。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、住民登録地を同一にしている3親等内の親族の世帯。
- 4 条例第7条第3号に規定する住宅困窮している者は、現在、西宮市営住宅の名義人及び配偶者（内縁関係を含む）を除くものとする。ただし、特定公共賃貸住宅及び受託管理している県公社住宅の名義人及び配偶者（内縁関係を含む）はこの限りではない。

（入居者の選考）

- 第4条 条例第14条第1項第3号に規定する衛生上又は風致上不適当な居住状態にある者とは、居住面積を世帯の構成員で除して得た面積（一人当たりの居住面積）が4.5帖以下の者をいう。
- 2 条例第14条第1項第5号に規定する勤務場所から著しく遠隔の地とは、通勤に片道1時間半以上かかること。
- 3 条例第14条第1項第6号に規定する現に住宅に困窮していることが明らかな者は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 婚約をしているが住宅がないために結婚がのびている。
 - (2) 条例第14条第1項及び上記のいずれかと同じような理由により客観的に住宅に困っていること。

（申し込み手続き）

- 第5条 条例第7条及び本要綱第3条に規定する入居者資格に合致しない者は、申し込み不適格者とする。抽選後に判明した場合も同様とする。
- 2 条例第14条及び本要綱第4条に規定する入居者の選考基準に合致しない者は、申し込み不適格者とする。抽選後に判明した場合も同様とする。
- 3 申し込みは、1世帯につき1戸とする。1世帯で複数戸応募したことが判明した場合は、当該申し込みは不適格とする。抽選後に判明した場合も同様とする。

（入居補欠者の決定方法及び取扱）

- 第6条 条例第15条に規定する入居補欠者（以下、「補欠者」という。）は、仮当選を決定した後、該当申込住宅の区分が1戸の場合にあっては1名、2戸から5戸の場合にあっては2名、6戸以上の場合にあっては3名の補欠者を公開抽選にて決定する。
- 2 補欠者が複数の場合、順位を設定する。仮当選者の中から失格・辞退が生じた場合は、そ

の順位に従い繰り上げる。

- 3 補欠者の権利は、当選者に対する入居許可と同時に消滅する。この場合においては、補欠者に通知するものとする。

(資格審査)

第7条 仮当選となった者に対し、必要書類の提出を求め資格審査を行う。

- 2 書類の不備又は虚偽の申請の場合は、仮当選の権利失格を通知する。
- 3 資格審査を受けなかった場合も、仮当選の権利失格を通知する。

(入居者の決定)

第8条 資格審査を行った結果、書類に不備がない世帯に対し、入居者資格・基準を満たした者（以下、「入居決定者」とする。）とし、通知する。

(入居許可の条件)

第9条 入居決定者に対し条例第17条に基づき、入居に必要な書類の提出を求めることとする。

- 2 同条第2項に指示するところの期間は、決定のあった日から3ヶ月以内とする。

(鍵渡)

第10条 入居許可に必要な書類の受け取り完了後、該当部屋の鍵を渡すこととする。

(入居可能日)

第11条 該当部屋鍵を渡した日をもって、入居可能日とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めることのほか、公募に必要な事項は、住宅部長が定める。

付 則

「第3種市営住宅入居に関する要綱」は、廃止する。

「JR西宮駅北地区住環境整備事業で建設する住宅への入居基準」は、廃止する。

「JR西宮駅北地区住環境整備事業入居資格確定委員会運営基準」は、廃止する。

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成16年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成19年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成19年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成24年7月9日から適用する。

付 則

この要綱は平成26年1月3日から適用する。

付 則

この要綱は令和3年7月1日から適用する。